

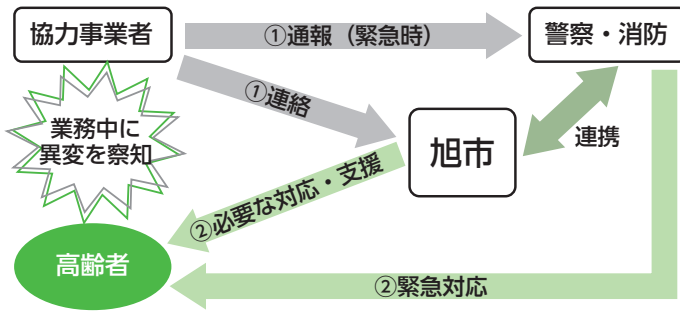
地域全体で見守る高齢者の暮らし

「旭市高齢者見守りネットワーク事業」

市内49の事業所・団体と事業協定を締結し

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市内のさまざまな事業所や団体、機関が協力する「旭市高齢者見守りネットワーク事業」をスタートしました。

【高齢者見守りネットワークのイメージ図】



高齢者見守りネットワーク事業とは

市と事業協定を結んだ市内の事業所・団体（協力事業者）が、相互に連携して高齢者の見守り活動を行い、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を継続できるまちづくりを推進します。

協力事業者は日常の業務の中で、高齢者の異変に気付いた場合に、市（緊急時は警察・消防署に通報）に連絡。市は関係機関と連携し、高齢者の状況に応じた速やかな対応・支援を行います。



このステッカーが「高齢者見守りネットワーク協力事業者」の目印です

「高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結

市では、本事業を実施するに当たり、4月10日と28日に市内49の事業所・団体と高齢者見守りネットワーク事業協定を結びました。



明智市長から協力事業者に協定書が手渡される

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班

☎ 62・5350

「重度心身障害者 医療費助成制度」

8月1日診療分から支払い方法が変わります

現在の制度では、医療機関の窓口でいったん医療費を支払った後、医療費の助成を市町村の窓口で申請する「償還払い方式」でした。

8月1日診療分からは、県内医療機関を受診する場合は、医療機関の窓口で受給者証と健康保険証を提示して、受給者証に記載された自己負担金を支払うだけで、その場で精算される「現物給付方式」に変わります。

対象

- 身体障害者手帳1・2級の人
- 療育手帳④・⑤の1・⑤の2・Aの1・Aの2の人

自己負担金

通院1回・入院1日につき300円

※市民税所得割額非課税世帯、保険調剤は無料。

【注意事項】

次の場合は引き続き「償還払い方式」となります。

- 県外医療機関を受診した場合
- 医療機関で受給者証を提示しなかった場合
- 身体障害者手帳3級（体幹・腎臓・心臓・呼吸器）の人
- 療育手帳Bの1で身体障害者手帳3級の人
- 精神手帳1級の人

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・5351

現物給付方式

医療機関

- ①受給者証と健康保険証を提示し受診
- ②一定の自己負担金の支払い

重度心身障害者（児）

- ③差額は自動的に旭市と千葉県が負担

償還払い方式

医療機関

- ①医療費の支払い

重度心身障害者（児）

- ②助成の申請

市町村

- ③医療費の助成※

※一定の自己負担金を控除して助成